

独立行政法人水資源機構分任契約職
琵琶湖総合管理所長 石橋 一恭
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | 守山宿舍家財運搬業務(オープンカウンタ方式による) |
| 2 業 務 場 所 | 滋賀県守山市勝部3-11-17 守山宿舍 |
| 3 業 務 期 間 | 契約締結の翌日から 100日間 |
| 4 内 容 等 | 本業務は、守山宿舍105号の内装改修工事に伴い、105号の家財を守山宿舍内の空き宿舍へ搬入し、工事完了後に家財を105号へ戻し、家財の再設置を行うものである。 |

記

- | | |
|--|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 本店、支店又は営業所が滋賀県及び京都府並びに大阪府内に所在すること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAX、持参又は郵送による。(※FAX番号は、4)に記載された番号) |
| 3) 見 積 書 提出期限 | 令和 7 年 10 月 10 日 10:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 琵琶湖総合管理所 総務課
滋賀県大津市堅田2丁目1番10号
FAX番号 077-574-1739 |
| 5) 担 当 者 | 総務課 吉良 |
| 6) 質 問 書 提出期限 | 令和 7 年 10 月 3 日 10:00 まで |
| 7) 見 積 回 数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年10月14日10:00までとします。 |
| 8) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、 <u>履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。</u> | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。くじ用数値については、仕様書交付希望届に任意の3ケタの数値をご記入ください。 | |

仕様書交付希望届

宛 先	独立行政法人水資源機構 琵琶湖総合管理所			
	総務課 吉良 宛			
	電話番号	077-574-0680	FAX番号	<u>077-574-1739</u>
発信者 (※必須)	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
件 名	仕様書等の交付依頼			

以下の件名について、仕様書等の交付を依頼します。

○見積依頼件名

守山宿舎家財運搬業務(オープンカウンタ方式による)

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について

仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「琵琶湖総合管理所におけるオープンカウンタ実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐ 承諾する

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。